

福岡市乳幼児医療費助成条例等の一部を改正する条例案に対する修正案・条文新旧対照表

(下線部分は修正部分)

改正条例案（修正前）	改正条例案（修正後）
<p>(福岡市乳幼児医療費助成条例の一部改正)</p> <p>第1条 福岡市乳幼児医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>福岡市子ども医療費助成条例</p> <p>第1条中「乳幼児」を「子ども」に改める。</p> <p>第2条第5号中「乳幼児」を「子ども」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。</p> <p>(2) 児童 <u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(乳幼児を除く。)をいう。</p> <p>(3) 子ども 乳幼児及び児童をいう。</p> <p>第3条第1項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第2項を次のように改める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和58年福岡市条例第56号)又は福岡市重度障がい者医療費助成条例(昭和49年福岡市条例第62号)により医療費の助成を受けることができる児童</p> <p>第4条第1項中「おいて医療」の次に「(児童にあつては、入院に係るものに限る。)」を加え、「(以下「自己負担分相当額」という。)」を削る。</p> <p>(福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)</p> <p>第2条 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和58年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第1項第3号を次のように改める。</p> <p>(3) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、福岡市子ども医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)により医療費の助成を受けることができるもの</p> <p>第5条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3</p>	<p>(福岡市乳幼児医療費助成条例の一部改正)</p> <p>第1条 福岡市乳幼児医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>福岡市子ども医療費助成条例</p> <p>第1条中「乳幼児」を「子ども」に改める。</p> <p>第2条第5号中「乳幼児」を「子ども」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。</p> <p>(2) 児童 <u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(乳幼児を除く。)をいう。</p> <p>(3) 子ども 乳幼児及び児童をいう。</p> <p>第3条第1項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第2項を次のように改める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和58年福岡市条例第56号)又は福岡市重度障がい者医療費助成条例(昭和49年福岡市条例第62号)により医療費の助成を受けることができる児童</p> <p>第4条第1項中「おいて医療」の次に「(児童にあつては、入院に係るものに限る。)」を加え、「(以下「自己負担分相当額」という。)」を削る。</p> <p>(福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)</p> <p>第2条 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和58年福岡市条例第56号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第1項第3号を次のように改める。</p> <p>(3) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、福岡市子ども医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)により医療費の助成を受けることができるもの</p> <p>第5条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3</p>

項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定対象者が入院した場合は、当該入院に係る自己負担分相当額の全額を助成する。

(福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部改正)

第3条 福岡市重度障がい者医療費助成条例(昭和49年福岡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号を次のように改める。

(4) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、福岡市子ども医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)により医療費の助成を受けることができるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の福岡市子ども医療費助成条例(以下「改正後の子ども医療費助成条例」という。)、第2条の規定による改正後の福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(以下「改正後のひとり親家庭等医療費助成条例」という。)及び第3条の規定による改正後の福岡市重度障がい者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(施行日前における対象者の認定等)

3 市長は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の児童(改正後の子ども医療費助成条例第2条第2号に定める児童をいう。)の医療費の助成について、改正後の子ども医療費助成条例又は改正後のひとり親家庭等医療費助成条例の規定の例により対象者を認定し、又は対象者証を交付することができる。

項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある認定対象者が入院した場合は、当該入院に係る自己負担分相当額の全額を助成する。

(福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部改正)

第3条 福岡市重度障がい者医療費助成条例(昭和49年福岡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号を次のように改める。

(4) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、福岡市子ども医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)により医療費の助成を受けることができるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の福岡市子ども医療費助成条例(以下「改正後の子ども医療費助成条例」という。)、第2条の規定による改正後の福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(以下「改正後のひとり親家庭等医療費助成条例」という。)及び第3条の規定による改正後の福岡市重度障がい者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(施行日前における対象者の認定等)

3 市長は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の児童(改正後の子ども医療費助成条例第2条第2号に定める児童をいう。)の医療費の助成について、改正後の子ども医療費助成条例又は改正後のひとり親家庭等医療費助成条例の規定の例により対象者を認定し、又は対象者証を交付することができる。